

千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例（平成19年千葉県条例第56号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(自主的取組対象施設)

第2条 条例第2条第2号の規則で定める施設は、別表中欄に掲げる施設であって、それぞれ同表右欄に掲げる要件に該当するものとする。

(自主的取組計画書の提出)

第3条 条例第7条第1項の規定による自主的取組計画書の提出は、各年度の7月末日までに自主的取組計画書（様式第1号）により行うものとする。

2 前項の規定は、条例第7条第2項及び第3項の規定による自主的取組計画書の提出について準用する。

(自主的取組計画書の変更の届出)

第4条 条例第7条第4項の規定による自主的取組計画書の内容の変更の届出は、当該変更後、遅滞なく、自主的取組計画書変更届出書（様式第2号）により行うものとする。

(実績報告書の提出)

第5条 条例第8条の規定による実績報告書の提出は、翌年度の7月末日までに自主的取組実績報告書（様式第3号）により行うものとする。

(電磁的記録)

第6条 条例第9条第1項の規則で定める電磁的記録は、自己の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。

(身分を示す証明書)

第7条 条例第12条第2項の身分を示す証明書は、身分証明書（様式

第4号) とする。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第1条、第2条及び別表の規定は、公布の日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

別表

1	揮発性有機化合物を原材料又は溶剤として使用する有機化学工業製品の製造施設	一の工場又は事業場における当該施設で製造する当該製品の最大の製造量の合計が1年当たり5,000トン以上の工場又は事業場に設置されているもの
2	揮発性有機化合物を原材料又は溶剤として使用する油脂加工製品、石けん若しくは合成洗剤、界面活性剤又は塗料の製造施設	一の工場又は事業場における当該施設で製造する当該製品の最大の製造量の合計が1年当たり1,000トン以上の工場又は事業場に設置されているもの
3	揮発性有機化合物を使用する施設のうち、次に掲げるもの(次の項に掲げるものを除く。) イ 塗装施設 ロ 印刷施設	一の工場又は事業場におけるこの項の中欄のイからホまでに該当する施設で使用する揮発性有機化合物の最大の使用量の合計が1年当たり6トン以上の工場

	<p>ハ 接着施設</p> <p>ニ 洗淨施設</p> <p>ホ 動植物油脂製造施設</p>	<p>又は事業場に設置されているもの</p>
4	<p>ドライクリーニング施設</p>	<p>一の工場又は事業場における当該施設で使用する揮発性有機化合物の最大の使用量の合計が1年当たり6トン以上の工場又は事業場に設置されているもの</p>
5	<p>ガソリン、原油、ナフサその他の温度 37.8 度において蒸気圧が 20 キロパスカルを超える揮発性有機化合物(以下「高揮発性有機化合物」という。)の貯蔵タンク(屋外に設置されているものに限り、密閉式及び浮屋根式(内部浮屋根式を含む。)のものを除く。)</p>	<p>容量(危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)第5条第2項の規定により算出した容量をいう。以下同じ。)が500キロリットル以上のもの</p>
6	<p>高揮発性有機化合物を消防法(昭和23年法律第186号)第10条第1項に規定する移動タンク貯蔵所又は貨車に充てんし、又は出荷する施設</p>	<p>一の工場又は事業場における当該施設に接続されている高揮発性有機化合物の貯蔵タンク(屋外に設置されているものに限る。)の容量の合計が500キロリットル以上の工場又は事業場に設置されているもの</p>

様式第1号

様式第1号

(その1)

年 月 日

(あて先)千葉市長

郵便番号

住 所

氏 名

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

自主的取組計画書

千葉市揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例(以下「条例」という。)第7条第1項(第2項、第3項)の規定により、自主的取組計画を次のとおり提出します。

(ふりがな) 事業者の名称 (前回の提出における名称)			
(ふりがな) 工場又は事業場の名称 (前回の提出における名称)			
(ふりがな) 工場又は事業場の所在地	〒 ー 区		
工場又は事業場において行われる 事業が属する主な業種	業 種 名	業種コード	
自主的取組計画	別添のとおり		
条例第2条第3号の揮発性有機化合物 排出事業者の該当の有無	1 有 2 無	自主的取組計画(その4)の 提出の有無	1 有 2 無
担 当 者 (問い合わせ先)	所 属		
	(ふりがな) 氏 名		
	電 話 番 号	F A X	
	電子メールアドレス		
※受理年月日	年 月 日	※整理番号	

備考

- ※印の欄には、記載しないこと。
- 前回の提出における名称は、前年度以前に提出した自主的取組計画書に記載した名称から変更があった場合のみ記載すること。
- 業種名及び業種コードは、日本標準産業分類の細分類に従って記載し、2以上の業種に属する事業を行う工場又は事業場にあつては、そのうちの主たる業種を記載すること。

(その2)

工場又は事業場の名称	
------------	--

1 自主的取組対象施設の数及び設置年月

施設の種類	施設の数 (基)	施設の種類	施設の数 (基)
有機化学工業製品製造施設		洗浄施設	
塗料等製造施設		動植物油脂製造施設	
塗装施設		ドライクリーニング施設	
印刷施設		屋外貯蔵タンク	
接着施設		充てん出荷施設	
施設の設置年月		年 月	

備考

- 施設の数、自主的取組対象施設の種類ごとの施設の数に記載すること(揮発性有機化合物排出事業者以外の事業者にあつては、主要な揮発性有機化合物を排出する施設について「○」を記載すること。)
- 施設の設置年月は、施設の数に記載した施設のうち最も古いものの設置年月を記載すること。

2 自主的取組計画の内容

(1) 揮発性有機化合物の排出等の量の目標

	基準年度				目標年度				計画年度			
	年度				平成22年度				年度			
使用量 (kg/年度) (1億キログラムを超える場合は、下段に指数表示で記載すること。)												
排出等の量 (kg/年度)												
削減率 (%)												

備考

- 基準年度は、原則として平成12年度とする(平成12年度以降に自主的取組計画の対象となる施設を設置した事業者にあつては、当該施設を設置した年度の翌年度とする。)。これにより難しい場合、平成13年度以降の年度のうち最も古い年度に代えることができる。
- 目標年度以降に自主的取組計画の対象となる施設を設置した事業者にあつては、目標年度の欄の記載は不要とする。
- 計画年度は、本書を提出する年度とする。
- 使用量は、当該年度に工場又は事業場において使用し、又は使用する揮発性有機化合物の量について有効数字2桁で記載すること。
- 排出等の量は、当該年度に工場又は事業場から排出及び飛散し、又は排出及び飛散する揮発性有機化合物の量について有効数字2桁で記載すること(1キログラム未満の場合は、小数点以下第2位を四捨五入して得た数値を記載すること。)
- 削減率は、次の式により算出される数値を有効数字2桁で記載すること。

$$[(\text{基準年度の排出等の量} - \text{当該年度の排出等の量}) / \text{基準年度の排出等の量}] \times 100$$

(その4)

工場又は事業場の名称	
------------	--

3 基準年度以前から実施している揮発性有機化合物の排出等の抑制のための対策

(1) 基準年度における処理回収率等

	基準年度										
	年度										
使用量 (kg/年度) (1億キログラムを超える場合は、下段に指数表示で記載すること。)											.
排出等の量 (kg/年度)											.
処理回収率 (%)											.

基準年度までに、浮屋根式タンク又は内部浮屋根式タンクに改造した固定屋根式タンクの基数(基)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

備考

- この項の提出は任意であること。
- 基準年度は、2(1)の基準年度と一致させること。
- 使用量及び排出等の量は、2(1)の基準年度におけるものと一致させること。
- 処理回収率は、次の式により算出される数値を有効数字2桁で記載すること。
 $((\text{使用量} - \text{排出等の量}) / \text{使用量}) \times 100$

(2) 基準年度以前から実施している対策の内容

基準年度以前から実施していた対策であって、現在も実施しているものについて、別表から該当する記号を選んで記載すること。複数の対策を組み合わせる場合は、全ての対策について記載すること。

対策1	対策2	対策3	対策4	対策5	対策6	対策7	対策8	対策9	対策10

その他(19、29、39、49、59、99)を選んで記載した場合は、対策の内容を次の欄に具体的に記載すること。

備考 この項の提出は任意であること。

(その5)

別表 揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための対策の概要

手法の区分	記号	対策の概要
①原材料対策による手法	11	溶剤の低揮発性有機化合物化・非揮発性有機化合物化
	12	ハイソリッド塗料等溶剤含有率の低減
	13	粉体塗料等の揮発性有機化合物が不要な原材料の使用
	19	その他
②工程管理による手法	21	ふた閉め等溶剤管理の徹底
	22	効率の向上による塗料等使用量の削減
	23	作業工程見直しによるふた開放時間等の短縮
	29	その他
③施設の改善による手法	31	施設の密閉化等の施設からの蒸発防止策
	32	冷却装置の増設による蒸発量の減少及び回収量の増加
	33	塗装の色替え時の洗浄ラインの短縮による溶剤使用量の削減
	34	製造設備の集約化
	39	その他
④屋外タンク貯蔵所の改造	41	固定屋根式タンクの浮屋根式タンク又は内部浮屋根式タンクへの改造
	49	その他
⑤処理装置による手法	51	吸着法(排出ガス中の揮発性有機化合物を活性炭等の吸着剤に吸着させるもの)
	52	吸収法(排出ガス中の揮発性有機化合物を水、酸、アルカリ、揮発性有機化合物等に接触させて吸収させるもの)
	53	凝縮法(排出ガス中の揮発性有機化合物を冷却して凝縮液化させるもの)
	54	直接燃焼法(排出ガス中の揮発性有機化合物を直接燃焼させ、炭酸ガスと水蒸気に変えるもの)
	55	接触酸化法(排出ガス中の揮発性有機化合物を触媒を用いて燃焼させ、炭酸ガスと水蒸気に変えるもの)
	56	蓄熱燃焼法(高温の固定層に排出ガスを接触させて、揮発性有機化合物を燃焼させ、炭酸ガスと水蒸気に変えるもの)
	57	生物分解法(排出ガス中の揮発性有機化合物を微生物を利用して分解するもの)
	59	その他
⑥その他の手法	91	不良率の減少による溶剤使用量の削減
	92	余材の削減による塗布面積等の削減
	93	包装材の小面積化等による塗布面積等の削減
	94	製品の無塗装化
	99	その他

様式第2号

様式第2号

年 月 日

(あて先)千葉市長

郵便番号

住 所

氏 名

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

自主的取組計画書変更届出書

千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例(以下「条例」という。)第7条第4項の規定により、自主的取組計画の変更を次のとおり届け出ます。

(ふりがな) 事業者の名称 (前回の提出における名称)			
(ふりがな) 工場又は事業場の名称 (前回の提出における名称)			
(ふりがな) 工場又は事業場の所在地	〒 ー 区		
工場又は事業場において行われる 事業が属する主な業種	業 種 名	業種コード	
変更後の自主的取組計画	別添のとおり		
条例第2条第3号の揮発性有機化合物 排出事業者の該当の有無	1 有 2 無		
担 当 者 (問い合わせ先)	所 属		
	(ふりがな) 氏 名		
	電 話 番 号	F A X	
	電子メールアドレス	@	
※受理年月日	年 月 日	※整理番号	

備考

- ※印の欄には、記載しないこと。
- 前回の提出における名称は、本書に係る自主的取組計画書に記載した名称から変更があった場合のみ記載すること。
- 業種名及び業種コードは、日本標準産業分類の細分類に従って記載し、2以上の業種に属する事業を行う工場又は事業場にあつては、そのうちの主たる業種を記載すること。
- 変更後の自主的取組計画は、変更があった箇所のみ添付すること。

様式第3号

様式第3号

(その1)

年 月 日

(あて先) 千葉市長

郵便番号

住 所

氏 名

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務
所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

自主的取組実績報告書

千葉市揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例(以下「条例」という。)第8条の規定により、自主的取組実績報告を次のとおり提出します。

(ふりがな) 事業者の名称 (自主的取組計画書における名称)			
(ふりがな) 工場又は事業場の名称 (自主的取組計画書における名称)			
(ふりがな) 工場又は事業場の所在地	〒 ー 区		
工場又は事業場において行われる 事業が属する主な業種	業 種 名	業種コード	
自主的取組実績報告	別添のとおり		
条例第2条第3号の揮発性有機化合物 排出事業者の該当の有無	1 有 2 無		
担 当 者 (問い合わせ先)	所 属		
	(ふりがな) 氏 名		
	電 話 番 号	F A X	
	電子メールアドレス	@	
※受理年月日	年 月 日	※整理番号	

備考

- ※印の欄には、記載しないこと。
- 自主的取組計画書における名称は、本書に係る自主的取組計画書に記載した名称から変更があった場合のみ記載すること。
- 業種名及び業種コードは、日本標準産業分類の細分類に従って記載し、2以上の業種に属する事業を行う工場又は事業場にあつては、そのうちの主たる業種を記載すること。

(その2)

工場又は事業場の名称	
------------	--

1 自主的取組対象施設の数及び設置年月

施設の種類	施設の数 (基)	施設の種類	施設の数 (基)
有機化学工業製品製造施設		洗浄施設	
塗料等製造施設		動植物油脂製造施設	
塗装施設		ドライクリーニング施設	
印刷施設		屋外貯蔵タンク	
接着施設		充てん出荷施設	
施設の設置年月		年 月	

備考

- 1 施設の数は、自主的取組対象施設の種類ごとの施設の数を記載すること(揮発性有機化合物排出事業者以外の事業者にあつては、主要な揮発性有機化合物を排出する施設について「○」を記載すること。)
- 2 施設の設置年月は、施設の数の欄に記載した施設のうち最も古いものの設置年月を記載すること。

2 自主的取組実績の内容

(1) 揮発性有機化合物の排出等の量

	基準年度					目標年度				
	年度					平成22年度				
使用量 (kg/年度) (1億キログラムを超える場合は、下段に指数表示で記載すること。)										
排出等の量 (kg/年度)										
削減率 (%)										

	計画年度(年度)									
	計画値					実績値				
使用量 (kg/年度) (1億キログラムを超える場合は、下段に指数表示で記載すること。)										
排出等の量 (kg/年度)										
削減率 (%)										

備考

- 1 基準年度の欄及び目標年度の欄は、自主的取組計画書に記載した内容を転記すること。
- 2 計画年度は自主的取組計画書を提出した年度とし、計画値は自主的取組計画書に記載した内容を転記すること。
- 3 計画年度の使用量の実績値は、当該年度に工場又は事業場において使用した揮発性有機化合物の量について有効数字2桁で記載すること。
- 4 計画年度の排出等の量の実績値は、当該年度に工場又は事業場から排出及び飛散した揮発性有機化合物の量について有効数字2桁で記載すること(1キログラム未満の場合は、小数点以下第2位を四捨五入して得た数値を記載すること。)
- 5 計画年度の削減率の実績値は、次の式により算出される数値を有効数字2桁で記載すること。

$$\left(\frac{\text{基準年度の排出等の量} - \text{計画年度の実績値}}{\text{基準年度の排出等の量}} \right) \times 100$$

(その4)

工場又は事業場の名称	
------------	--

3. 自主的取組実績の評価

ア (1)の計画年度における削減率についての進捗状況及び達成状況の評価

評価	計画年度の属する年度		
	平成21年度以前	平成22年度	平成23年度以降
A	目標年度の目標達成に向けて順調に進んでいる。	削減目標を達成できた。	計画年度の目標を達成できた。
B	目標年度の目標達成に向けて概ね順調に進んでいる(一部に課題がある。)	削減目標を概ね達成できた(一部に課題がある。)	計画年度の目標を概ね達成できた(一部に課題がある。)
C	目標年度の目標達成に困難な課題がある。	削減目標の達成に困難な課題がある。	計画年度の目標の達成に困難な課題がある。

備考 評価の欄は、該当するものを○で囲むこと。

イ 課題と対策

備考 この項の記載は任意であること。ただし、アの評価の欄がCの場合は、必ず記載すること。

様式第4号

様式第4号

(表)

写 真	第 号
	職 氏 名 生年月日
上記の者は、千葉市揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例第12条第1項の規定により、立入検査を行う者であることを証明する。	
年 月 日発行 年 月 日限り有効	
千葉市長 印	

(裏)

千葉市揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制
のための取組の促進に関する条例 (抜粋)

(報告及び検査)

第12条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、揮発性有機化合物排出事業者その他の揮発性有機化合物を排出する施設から揮発性有機化合物を大気中に排出する者に対し、自主的取組の状況に関し報告を求め、又は当該職員に、揮発性有機化合物排出事業者その他の揮発性有機化合物を排出する施設から揮発性有機化合物を大気中に排出する者の工場若しくは事業場に立ち入り、自主的取組対象施設その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。